横浜銀行 | CONCORDIA コンコルディア・フィナンシャルグループ

自然災害時支援特約付住宅ローン

約定返済補償型

自然災害時に、
毎月の住宅ローンのご返済をサポート!

一部損壊にも対応!!

所定の自然災害とは?

- 落雷
- 水災
- 風災
- ひょう災
- 雪災

※地震、津波、噴火は含まれません。

罹災の程度および払い戻し回数

全壊	大規模半壊	中規模半壊・半壊	一部損壊
24回	12回	6回	1回

ご融資利率

対象商品のご融資利率に対し、**+年0.15%**

たとえば、2,500万円を金利年0.6%で35年お借り入れの場合

金利年0.6%	月返済額 66,007円
+年0.15%	
金利年0.75%	月返済額 67,696円

追加負担額は毎月1,689円!

罹災時のお手続きの流れ

1. 罹災
2. 当行にご連絡
3. 市区町村等による罹災状況調査
4. 市区町村等より罹災証明書を受領
5. 当行に罹災証明書をご提出
6. 住宅ローンご返済額の払い戻し開始

払い戻し手続きまでには、原則1～2か月を要します

自然災害時支援特約付住宅ローン【約定返済補償型】

対象となるローン	•横浜銀行の住宅ローンをご利用になる方(または、ご利用中の方)。ただし、以下の商品を除きます。 ・住宅ローン(フラット35)　・住宅ローン(フラット35パッケージ/住宅融資保険)　・住宅ローン(固定金利型15年) •資金使途に、お客さまが居住される建物取得(購入・建築・増改築)資金が含まれていることが条件となります。 •分割融資方式をご利用される場合は、最終回の分割融資実行後、初回元利金返済日の1か月前の約定返済日に限り、本特約付き住宅ローンへの変更が可能です。(この際、変更契約証書等のご提出が必要となります。)
対象となる物件	•1982年(昭和57年)1月1日以降に建築された物件が対象となります。 •住宅ローンの融資対象物件(住宅ローンの借主となるお客さまの居住用物件)が対象となります。
ご融資利率	•対象商品のご融資利率に対し、年0.15%が上乗せされます。 •各種金利プランもあわせてご利用になれますが、その場合も上記金利を上乗せします。 •上乗せ金利は、変動することがあります。上乗せ金利の変動にあたっては、当行より3か月以上前にお客さまへ事前通知をおこない、お客さまの同意を得たうえでおこないます。お客さまに同意していただけない場合は、銀行が定める所定の日をもって失効となります。
本特約の内容	•ご融資対象であるご自宅が、対象となる自然災害(水災・風災・ひょう災・雪災・落雷)※を直接もしくは間接の原因とする火災・損壊・埋没または流失により罹災した場合に、その罹災の程度に応じて住宅ローンの毎月の約定返済額を一定期間払い戻します。 ※地震・津波・噴火は含まれません。
払い戻しの対象期間	•罹災日以降最初に到来する約定返済日を起点とし、罹災の程度に応じた回数の約定返済が終了する日までの期間となります。 ○全壊…24回　○大規模半壊…12回　○中規模半壊・半壊…6回　○一部損壊…1回 •罹災日から住宅ローン完済日までの約定返済回数が上記回数に満たない場合は、罹災日から住宅ローン完済日までの期間とします。
払い戻しの金額	•払い戻し金額は、払い戻し期間中の所定の約定返済額(元本および利息)相当額となります。 •払い戻し金額の1か月あたりの上限は、罹災日以降初めて到来する返済日の約定返済額となります。 (ボーナス返済額については、罹災日以降初めて到来するボーナス返済月のボーナス返済額が上限となります。) •繰り上げ返済や適用金利変更、返済額見直し等により、約定返済額が罹災日時点の次回約定返済額より増額された場合であっても、払い戻し金額は増額されません。 •約定返済額が、罹災日時点の次回約定返済額より減額された場合は、減額された後の約定返済額が払い戻しされます。 •遅延損害金は、払い戻しの対象となりません。 •発生日の異なる複数の災害により、払い戻し期間が重複した場合、払い戻し金を重複して払い戻すことはありません。
払い戻しの方法	•住宅ローンの約定返済を停止するものではなく、ローン契約に基づき毎月の約定返済がおこなわれた後に、所定の約定返済相当額をお客さまのご返済口座に払い戻す形式をとります。 •罹災された日より6か月以内に、当行のお取引店にお申し出ください(ただし、罹災日時点で約定返済が延滞となっている場合は、払い戻すことができません)。 •お客さまから罹災証明書を提出いただいた場合、当行は所定の確認をおこなったうえで、払い戻しのご案内をおこないます。
払い戻しがされない場合	•罹災日時点において住宅ローンの約定返済が延滞している場合 •対象となる自然災害を直接もしくは間接の原因としない対象物件の罹災(例:地震による損壊、津波による流失、失火による火災等) •本特約住宅ローン契約の締結以前または解約後または失効後に発生した災害により対象物件に損害が生じた場合 •住宅ローン完済日の翌日以降に罹災した場合 •本特約付住宅ローンの約定返済についての期限の利益を喪失した場合(罹災日前後にかかわらず、期限の利益を喪失した場合は払い戻しされません。) •お客さまが正当な理由なく、罹災日から6か月以内に当行に罹災の申出をされなかった場合 •市区町村等から罹災証明書が発行されない場合、または罹災の申出をされた日から6か月以内に、正当な理由なく、発行された罹災証明書を当行に提出いただけない場合 •罹災証明書のご提出が、罹災日から2年を経過してから当行に提出された場合 •本特約に基づく払い戻しを受けるために、お客さま、またはお客さま以外の方(法定相続人等)の故意、もしくは重大な過失によって対象物件に損害が生じた場合もしくは法令違反があった場合等 •戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらの類似の事変または暴動により被害にあった場合 •直接であると間接であると問わずテロ行為によって、またはテロ行為の結果として対象物件に損害が生じた場合 •核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染されたものの放射性、爆発性その他の有害な特性による事故により被害にあった場合
本特約の解約	•お客さまより所定の方法にて本特約を解約する旨のお申し出があった場合、解約届の提出が必要となります。解約届を提出いただいた日の次回約定返済日に解約となります。 •解約手続きをおこなうにあたり、変更契約を締結する必要があります。 •解約日の翌日以降、本特約に基づく金利の上乗せ(年0.15%)はおこないません。なお、それまで上乗せしていた分の利息の返金はおこないません。 •解約時には、条件変更手数料5,500円(税込)を申し受けます。
本特約の失効	•保険会社における支払の停止または破産手続き開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する法的整理手続開始の申立(日本国外における同様の申立を含みます。)が生じた場合、保険会社が保険業を廃止した場合、その他当行が本特約の継続、維持が困難と判断する事由が発生した場合において、当行が、失効日を定め、失効日前までに契約者住所あてに書面通知した場合、失効日をもって本特約は失効します。 •ご自宅が「全壊」となった場合は、失効となります。この場合の失効日は、罹災日以降、最初に到来するご返済日を第1回目として24回目のご返済日とし、失効のお手続きをおこなうにあたり、変更契約を締結します。 •本特約が失効した場合、失効日の翌日以降、本特約に基づく金利の上乗せ(年0.15%)はおこないません。 •失効後であっても、失効日以前の罹災については、引き続き本特約の対象とします。
払い戻しの際の課税	•本特約に基づき払い戻した金額は、金利の上乗せ負担分を必要経費として控除し、雑所得として課税されます。住宅ローンご返済額の払い戻しを受けた場合は、原則、確定申告が必要となります。 •確定申告、税制の変更等を含む本特約に関する課税上の取り扱いについて、詳しくは税務署・税理士等へお問い合わせください。
その他	•本特約付住宅ローンの一部または全部を繰り上げ返済した場合でも、解約返戻金はありません。 •本チラシの記載事項以外にも、ご留意いただきたい事項がございます。当行の本支店・住宅ローンセンターにご用意しております商品概要説明書および「自然災害時支援特約付住宅ローン【約定返済補償型】ご契約者のしおり」についてご理解いただいたうえでの契約が必要となります。

【ご注意】●お申し込みにあたっては、当行所定の審査があります。●審査結果によっては、ご希望に沿えない場合がありますのでご了承ください。●取扱手数料や保証料等、上記に記載のない事項につきましては、各住宅ローン商品の商品概要説明書をご確認ください。●商品概要説明書は、窓口(店頭)にてご用意しています。お申し込みの際は必ず内容をご確認ください。●繰り上げ返済・条件変更の手続きには、その都度手数料が必要となります。

2025.4(使用期限:次回改定時)